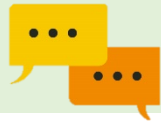


オフィス恩



ちょっと Chat

社労士事務所オフィス恩 代表 橋本 麻由美 (はつしい)
 特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント
 行動指針作りアドバイザー・承認コミュニケーター
 日本褒め言葉カード協会インストラクター
 持ち味ファシリテーター
 日本ストレスチェック協会ファシリテーター

子どもといっしょに楽しんでいます。

1. めり絵。
2. 絵の具で描く
3. おくれんぼ

どれも新鮮です。普段使わない脳を働かせる必要があると感じています(笑)



新型コロナウイルスによる厚生年金保険料等の納付猶予制度

(令和2年5月3日現在の情報ですのでご注意ください)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の皆さまへ 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

猶予(特例)の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません。**

対象となる事業所

- 以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となります。
- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること(収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所にご相談ください)
 - ② 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

対象となる厚生年金保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。
- 上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用できます。
※ 令和2年2月1日から令和2年4月30日(特例施行日)までの間に納期限が到来している厚生年金保険料等(令和2年1月分から3月分)は、令和2年6月30日までの申請により遡って特例を利用できます。

申請方法

- 「納付の猶予(特例)申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。(郵送で申請いただけます)
※ 申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
 ※ 預金通帳や売上帳等をもとに申請書を作成してください。根拠となる書類を確認させていただく場合等がありますが、書類の準備が難しい場合は、職員が開き取りによりお伺いしますので、まずは、申請書のみを提出いただいで差し支えありません。
 ※ 国税、地方税、労働保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、その際の申請書と許可通知書の写しも合わせて提出いただくことにより、申請書の一部記載が省略できます。
- 指定期限までの申請が必要です。
※ 「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されますので、ご注意ください。

※ 申請にあたっては、管轄の年金事務所へご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。



日本年金機構は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合の2つの猶予制度をホームページ上で周知しています。(納付の猶予については「特例」が出ました)

◆ 2つの制度について

(1) 換価の猶予

今般の新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、年金事務所に申請することにより、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り「換価の猶予(国税徴収法第151条の2)」が認められます。

(2) 納付の猶予(特例)

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった事業主

の方にあっては、申請により、厚生年金保険料等の納付を1年間猶予することができる特例制度が令和2年4月30日に施行されました。

納付の猶予（特例）についての詳細は、日本年金機構のホームページ「新型コロナウイルス感染症の影響による納付の猶予（特例）」をご確認ください。

なお、納付の猶予（特例）の対象とならない厚生年金保険料等については、分割納付を可能とする仕組み（「換価の猶予」及び「納付の猶予」）が認められる場合があります。

詳しくは、年金機構ホームページをご覧の上、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

【厚生年金保険料等の猶予制度について】

⇒ <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

【厚生年金保険料納付猶予相談窓口】

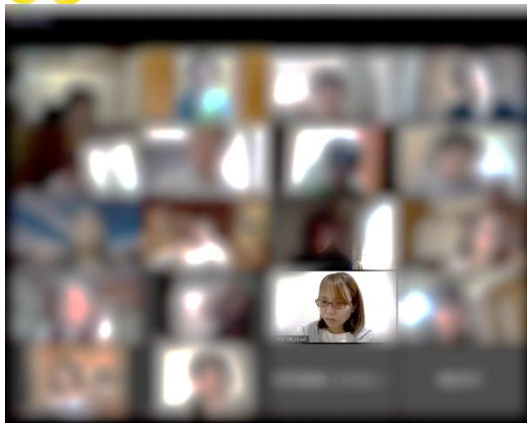
⇒ <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html>

【国民年金保険料の免除について】 ⇒ <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>

※国税の猶予制度については、各国税局に設置している「国税局猶予相談センター」へご相談ください。



先月のオフィス恩の活動



弊所もコロナの影響を受け、キャリアコンサルティングや研修のキャンセルが続いています。オンラインでミーティングを行う機会もグッと増えましたよね。全国各地と簡単につながることができ、大変便利だと思います。でも・・・「ブチッ」と切れる瞬間の何とも言えない感じや、グループに分かれた時に他のグループの雰囲気を感じ取ることができないことなど、慣れない点も多いです(^_^;)そろそろ疲れもストレスも溜まっておられる方も多いかと思います。所属する日本ストレスチェック協会の「不安とストレスに悩まない7つの習慣withコロナ」をオンラインでやりたいと準備中です。今こそ、自分で意識してセルフケアをすることが大事なのではないかなと思っています。私も、時間を区切る、体を動かす、笑う、など意識していますよ！(*^*)

～ON (オフィス恩) ⇒ OFF (プライベート)～

今のところ、子どもたちは休校期間をトラブルなく過ごしています。息子は大学生になりましたが、大学へ行くことはなく、まだ新しい友達も作れていません。娘もお友達と外で遊べなくなり、おうちにも飽きてきました(笑) ストレスをためずに解消しながら、楽しいことを見つけたい工夫が必要だなと感じています。

★今月の御朱印★
京都の二尊院です。こちら
はご詠歌。
「あしびきの 山鳥の尾の
しだり尾の 長々し夜を
いのこの寺」
春は新緑がとてもキレイな
んです。
行きたい・・・(涙)



では、また来月もよろしく願いいたします！